城西体育館が完成

トレーニング室を配置した多目的施設

昨年七月から工事が行われていた城西体育館のしゅん工式が先月二十五日行われ一月五日から開館します。市で初めてのトレーニング室と幼児体育室が設けられた同館は、多目的に利用できる施設となっており、今後地区住民などのスポーツの振興に大いに役立つものと期待されています。

▲幼児体育室からは競技場内を見わたせます

▼城西体育館の外観

城西体育館は、根下戸地内の「働く婦人の家」と「市農協本所」の間に建設されたもので、市民の皆さんが気軽にスポーツを楽しむことのできる体育施設となっています。

鉄骨造り平家建て、延床面積一千五百五十二平方㍍、総工事費二億五千九百九十七万円のこの建物は、釈迦内体育館よりひと回り大きく、市内では最大のものになります。

施設の概要は、九人制バレーボールコートが二面、バスケットボールコートで一面、バドミントンコートで六面とれる競技場のほか、トレーニング室、幼児体育室、ミーティングルーム、シャワー室などが設けられています。

体育館の特徴は、市内で初めてのトレーニング室が設けられたことであり、ほとんどの筋肉運動のできるコンビネーショントレーナーなど各種のトレーニング器具が備え付けられています。また、幼児体育室と競技場の間には大きなガラスがはめ込まれており、子供の遊んでいる姿がはっきり見ることができるので、親も安心してスポーツに汗を流すことができます。このように、親子で、または一人だけでも体力増強ができるほか、身体障害者の方々も利用できるよう入口にはスロープや自動ドア、専用トイレなどがあり、多目的利用の体育館となっています。

市では、市民の皆さんが気軽にスポーツを楽しめるよう、「健康都市大館」の街づくりを進めていますが、五十九年度には十二所地区に体育館を建設する予定になっています。

城西体育館の使用申込みは ☎49－4661

城西体育館の使用料

区分 ＼ 使用時間		使用料 8～17時		17～22時		8～22時	
使用場所		円		円		円	
会議室		300		400		500	
使用区分 ＼ 使用時間		8～12時	12～17時	8～17時	17～22時	12～22時	8～22時
体育室	営利・営業を目的としない使用 入場無料	1,500円	2,000円	3,000円	2,000円	4,000円	5,000円
	営利・営業を目的としない使用 入場有料	3,000	3,500	6,000	5,000	9,000	12,000
	営利・営業を目的とする使用	9,000	10,000	18,000	14,000	26,000	36,000
会場整備のための当日以外の使用		1日につき 3,000円以内					

※土、日曜日、祝日に使用する場合は、使用料金表に定める額の三割増しになります。

ガンバッテます

長木川の白鳥に餌付けする 阿部留蔵さん（御成町四丁目）

「白鳥がかわいくてしょうがない」と話す阿部さんは、大の動物好きです。毎日欠かさず白鳥に餌を与えてもう四年になります。朝、白鳥の鳴き声を聞くと同時に家を飛び出して白鳥に会いに行きます。餌は一日二回、パンを与えていますが、パンだけでは太りすぎるからと野菜クズも与えています。

これから川に氷が張ると氷割りして白鳥の泳ぐ場所を確保します。「冷めたくて容易じゃないが、これも白鳥のためですから」と話していました。

白沢通園センターで園生を募集

▲曲げわっぱ作りに励む園生

精神障害者の通所訓練施設「白沢通園センター」では、現在園生を募集しています。

昨年十月オープンした同センターは、旧白沢営林署の庁舎を二千六百万円で改装し、精神障害者の自活に必要な訓練と職業指導を行う目的で設置したものです。

現在、このセンターでは、在宅している十五歳以上の精神障害者が、自宅から通い（マイクロバスで送迎）作業訓練を受けながら毎日九時から四時まで、曲げわっぱやお杉わらべの製作、軍手、軍足の製造、ラジオ部品等の組立て、ジュータン、シーツなどのクリーニングの仕事に励げんでいます。入園申し込みなど詳しいことについては、市役所福祉事務所福祉係へお問い合せください。49－3111内線209

今年も各種相談所を開設

市では、今年も各種相談所を開設し、市民の皆さんの悩みごとや困りごとのご相談に応じます。お気軽にご利用ください。

じかん・9時～4時
ところ・市役所会議室
交通事故 1月11、18、25日
社会保険 1月20日
国税 1月25日
家庭教育 1月10、17、24、31日
法律 1月18日

電話等で予約してください（市民相談室）

ご利用ください 各種資金の貸付制度

市には、中小企業の方々や、療養費、住宅整備などでお困りの方々を対象にした各種貸付金制度があります。今回から三回にわたり、この制度の概要をお知らせします。なお、詳しくは担当課へお問い合わせください。

◆福祉資金貸付制度
二十歳以上の方で、不時の出費などに必要な資金の融通を他から受けるのに困難な方を対象にした制度です。
・貸付限度額…一世帯当り十万円以内　・無利子　・償還期間…翌月から六カ月以内　・申込み及び問合せ…社会福祉協議会（☎49－3942）

◆老人居室整備資金貸付制度
六十歳以上の老人と同居し、または同居しようとする方で、老人の専用居室の増築、改築をされる方に、低利で資金をお貸しする制度です。
・貸付限度額…一戸当り八十万円　・利率…年三㌫
・償還期間…一年据置九年以内　・申込み及び問合せ…福祉事務所（☎49－3111内線209）

◆母子・寡婦家庭住宅整備資金貸付制度
母子（寡婦）家庭の方で、住宅を自力で整備することが困難な方のために資金をお貸しする制度です。
・貸付限度額…一世帯当り八十万円　・利率…年三㌫ただし所得税非課税世帯は無利子　・償還期間…一年据置九年以内　・申込み及び問合せ…福祉事務所

◆心身障害者居室整備資金貸付制度
心身障害者または同居している親族で、心身障害者のために居室の増改築を必要とし、自力で整備することが困難な方のために資金をお貸しする制度です。
・対象者…身障者手帳一～二級または療育手帳のAを持っている方　・貸付限度額…一戸当り百五十万円以内
・利率…年三㌫　・償還期間…一年据置九年以内
・申込み及び問合せ…福祉事務所

2月1日から 70歳以上は老人保健

今年2月1日からは、70歳（寝たきりの人や身障者手帳1級～3級の人は65歳）以上のすべてのお年寄りは、新しい老人保健制度でお医者さんにかかることになります。

お医者さんにかかる場合は「健康手帳」と「保健証」「老人医療受給者証」を提示しなければなりません。また、いままで無料であった医療費は、2月からは外来で診療を受ける場合は一つの医療機関に1カ月400円を、入院の場合は1日300円の負担金を2カ月間支払うことになります。

"ごみ収集、し尿のくみ取りは1月3日まで休業です"